

論 説

戦国大名武田氏における暴力の規制について (1)

畠 山 亮

はじめに

第1章 「甲州法度之次第」における暴力規制とその周辺

第1節 「甲州法度之次第」の位置

- (1) 制定時期と特徴
- (2) 制定の背景

第2節 「甲州法度之次第」における喧嘩両成敗法

- (1) 第17条の条文構造
- (2) 実効性
- (3) 領主層の意識

第3節 「甲州法度之次第」における暴力規制の特徴

- (1) 「今川仮名目録」との対照1 「喧嘩」をめぐって
- (2) 「今川仮名目録」との対照2 「童部殺害」をめぐって
- (3) 評価

第4節 小括 (以上、本号)

第2章 武田氏領国における暴力規制の展開—信虎期

第3章 武田氏領国における暴力規制の展開—晴信 (信玄) 期

第4章 武田氏領国における暴力規制の展開—勝頼期

おわりに

はじめに

一 戦国時代という時代それ自体を規定するのが暴力であることは、言うまでもない。これに関連して筆者はこれまで、喧嘩両成敗法に注目し、検討を行って来ている¹。喧嘩両成敗法は、喧嘩をした両者に対して、その理非を考慮せずに同等の処罰を加える、というもので、日本独特の法理であるとされたり、現代まで脈々と流れ着いて来ている点が注目されたりして、多くの研究がなされて来ているが、本稿に引き付けて言えば、戦国

法の典型などともされ、かねてより戦国法研究の中心とも言うべき位置を成して来ており、戦国期における暴力とその規制について検討する上で重要かつ好適な素材であることを指摘すれば足りるであろう²⁾。

二 筆者はまず、戦国期喧嘩両成敗法の成立過程について論究し（拙稿①）、それを踏まえて、戦国大名法全体の喧嘩規制法の中に喧嘩両成敗法を位置付けた（拙稿②）。その結果、明らかになったことは、概ね以下の通りである。

（1）喧嘩規制法に〈時点〉の概念を導入して見ることで、喧嘩の発生前を主眼とするものと、発生後を主眼とするものに分けて分析できる。

（2）喧嘩両成敗法は、発生前の〈喧嘩禁止〉を規定する部分と、発生後の〈両成敗〉を規定する部分とから成るが、現実的には、〈喧嘩禁止〉は、〈限定下〉でなければ難しいので、〈緩く〉規制するにとどまり、〈両成敗〉は、当然には適用されない。しかし、だからこそその趣旨を支配の基礎理念として領国に浸透させることができたのであり、その意味で意義がある。

（3）発生後を主眼とする代表的な法理には、〈合力禁止〉と〈道理により成敗〉とがあり、これらは発生前を主眼とする喧嘩両成敗法とはレベルが異なる。喧嘩両成敗法において「不論理非」とされた「理非」は別立てで論じられる。

三 これらは、戦国期喧嘩両成敗法の再定位を主眼とし、戦国期の喧嘩規制法を大局的な見地から考察して来た結果と言える。その視角と手法ゆえに、以下の課題が残されることとなった。

（1）喧嘩両成敗法の再定位を主題としたために、他の多様な喧嘩規制法の分析が不十分であった。例えば、喧嘩両成敗法が、発生前を主眼とするものであるのであれば、では発生後どうなるのか、すなわち、喧嘩の規制ではなく、一旦起きた喧嘩の処理・処罰の方法については、〈合力禁止〉や〈道理により成敗〉がある、という指摘までにとどまっており、その実

態や関係性などに関する分析は不十分であった。

(2) 同上の理由により、喧嘩両成敗法がそもそも暴力の規制といかなる関係にあるのか、分析が不十分であった。例えば、喧嘩両成敗法の分析視角には、裁判権という面もあり、暴力と裁判権という両面とも、戦国期の権力・法を分析する際に重要な要素であるが、それらの要素がいかなる関係にあるか、は追究しきれていない。

(3) 戦国大名法全体を俯瞰して、言わばマクロな視点から見る形となったため、個別の法をそれぞれの戦国大名権力と接続して、言わばミクロな視点から見ることは不十分であった。個別な大名としては、典型的な戦国期喧嘩両成敗法を採用している今川氏を中心に挙げた程度であり、それぞれの喧嘩規制法が個別の大名権力・領国においていかなる意味を持つのか、それ以外の戦国大名については特に検討が不十分であった。

以上のことから、本稿は、喧嘩そして喧嘩規制法を中心に置きながら、しかし「喧嘩」文言に拘るのではなく、暴力とその規制に関わりそうな周辺の法・事例を取り上げ、それが、全体の法制や政治的・社会的情勢の中でどう位置付けられるか、検討することを主眼とする。フィールドとしては、今川氏の隣国であり、その分国法「今川仮名目録」を参考として「甲州法度之次第」なる分国法を制定し、かつ喧嘩両成敗法をも採用した戦国大名武田氏を取り上げる。近年、進展の著しい武田氏研究³ではあるが、その中でも、同様の観点から論じたものとして、河野恵一「喧嘩両成敗法成立の法史上の意義に関する一試論—戦国大名武田氏の喧嘩処理を手がかりとして—」⁴を挙げることができる。これを中心とした先行研究の成果に学びながら、始めに、武田領国の基本法とも言うべき「甲州法度之次第」を取り上げ、そこにおける喧嘩規制法について検討する。その後、信虎から晴信（信玄）そして勝頼と、それぞれの時期ごとの暴力規制を検証して行く。

- 1 畠山亮「中世後期に於ける暴力の規制について一戦国期喧嘩両成敗法の成立まで一」（『法學』第65巻第1号、2001年）、同「戦国期における喧嘩規制法について一戦国期喧嘩両成敗法の再定位一」（『法學』第75巻第5号、2012年）。本稿では、前者を「拙稿①」、後者を「拙稿②」または「前稿」と称する。
- 2 研究史については、拙稿①ないし拙稿②を参照。他に、河野恵一「自力救済とその規制 喧嘩両成敗法」（山内進・加藤博・新田一郎編『暴力 比較文明的考察』（2005年、東京大学出版会）所収）、清水克行「喧嘩両成敗法」（山本博文責任編集『歴史学辞典 第9巻 法と秩序』（弘文堂、2002年）180頁なども参照されたい。
- 3 直後に参照した文献についてはその都度掲げるが、武田氏研究全体を掴むためには、柴辻俊六編『戦国大名論集10 武田氏の研究』（吉川弘文館、1984年）所収の文献目録と、それを承ける形で作成された海老沼真治編「武田氏関係研究文献目録 一九八三～二〇〇七年」（平山優・丸島和洋編『戦国大名武田氏の権力と支配』（岩田書院、2008年）所収）とを参照されたい。
- 4 『九大法学』第92号、2006年。以下、「河野論文」と称する。

第1章 「甲州法度之次第」における暴力規制とその周辺

第1節 「甲州法度之次第」の位置

(1) 制定時期と特徴

武田氏の法制を考える上で、その中心に置かざるを得ないのは、分国法「甲州法度之次第」であろう¹。

「甲州法度之次第」は、その奥書によれば、天文16（1547）年6月に、26箇条本または55箇条本が制定され、天文23（1554）年5月に2箇条が追加された、とあり²、晴信（信玄）の時代に成立したことは確かであるが、それ以上の詳細は必ずしも明確ではない。55箇条本の奥書によれば、55箇条が天文16年6月に定められ、2箇条が天文23年5月に追加された、ということになるが、重臣駒井高白斎によるとされる「甲陽日記」の記述³を信じるならば、天文16年5月30日に駒井から晴信に進上されたものが、翌6月1日に晴信により26箇条本として成立した後、天文23年5月までに追加されて55箇条となり、同30日に全57箇条が完成した、ということになる⁴。た

だ、いずれにしろ、内容面において隣国今川氏の分国法「今川仮名目録」の条文に類似する条文が多く、これを参考に制定されたことは間違いない⁵。

(2) 制定の背景

次に、「甲州法度之次第」制定の直接の事情は明確ではないが、その制定の背景を抑えておくために、それまでの武田領国の状況について概観しておく⁶。

晴信の父信虎が家督を継いだのは永正4（1507）年であるが、叔父信恵との対立を超えた後も、国内では前代より続く国衆達との抗争、国外では隣国の今川氏や北条氏などとの争いが続くことになる。新本拠躰躰ヶ崎館を中心に城下町（甲府）を建設（永正16（1519）年）するなどしながら、これらを乗り越え、明応元（1492）年に「甲州乱国」となって以来の「一国御無為」と評されるに至ったのは享祿5＝天文元（1532）年のことであった。しかし、その後も信虎が領国支配を進めて行くためには、とりわけ国衆達の扱いに十分な配慮を必要としており、かかる体制は、晴信期以降にも引き継がれて行くことになるのであり、武田領国の法制を考える上で重要な要素と言える。こうして戦国大名としての途を進む信虎はそれ以降、信州へと版図を広げんとし、天文10（1541）年には佐久・小県両郡を攻略するが、その直後に晴信のクーデターに遭い、駿河国に追放されることとなる。

こうして21歳で家督を継いだ晴信は、信虎同様、信濃攻略を企図し、まずは諏訪大社に大きな影響力を持つ諏訪氏を利用して、諏訪郡、そして上伊那を平定し、佐久郡の攻略にほぼ成功したのが、「甲州法度之次第」26箇条本が成立したとされる天文16年である。

この後、天文17（1548）年の上田原合戦、同19（1550）年の戸石崩れという大敗戦を乗り越えながら、信濃進出を着実に進めて行くが、同22

(1553)年には生涯の宿敵長尾景虎（上杉謙信）と第一回の川中島合戦に及ぶ。全面対決には至らなかったが、その強さを十分に発揮した長尾軍に對抗すべく、晴信は、今川氏・北条氏との同盟強化に動き、翌天文23（1554）年末には甲駿相三国同盟が成立する。この間に、「甲州法度之次第」55箇条本（57箇条）が成立したとされる。

以上が、「甲州法度之次第」制定までの領国状況である。この期間の暴力にまつわる法制全体については、後に見て行くことにし、本章では、その中から「甲州法度之次第」を取り上げて、これにおける喧嘩両成敗法を中心とする暴力規制について、条文解釈を精密に行うところから、新たな法制度像の構築を試みることにしたい。

第2節 「甲州法度之次第」における喧嘩両成敗法

(1) 第17条の条文構造

一 前述の通り、「甲州法度之次第」は「今川仮名目録」を参考に制定されている。ここで関連する条文を挙げると、「甲州法度之次第」第17・18・25・26条が、「今川仮名目録」第8・10・11・12条に、それぞれ概ね対応している。但し、後述の如く、文言・内容には修正・差異があり、また第9条の対応条文は無い⁷。

ここでまず始めに取り上げるべき条文は、第17条であろう。

[史料1] 甲州法度之次第 第17条（丸数字・下線等は筆者による。以下同）

- 一 ①喧嘩事、不及是非、可加成敗、②但雖取懸、於令堪忍輩者、不可処罪科、③然而以最肩偏頗、令合力族者、不論理非、可為同科、④若不慮犯殺害刃傷者、妻子家内之事者、不可有相違、⑤但、犯科人令逐電者、縱雖為不慮之儀、先召置妻子於当府、可相尋子細也、⁸

本条は、「今川仮名目録」第8条を基にした条文で、喧嘩両成敗法として著名である。しかし、前稿でそれに採用した見方をここでも適用すれば、精確には①と②～⑤とから構成されている、と見ることができる。

すなわち、直接に〈喧嘩両成敗〉を規定しているのは、長い条文のうち冒頭の①の部分で、ここでは、

①喧嘩をしたら、是非を問わず成敗を加える

とあり、「喧嘩」が直接に規制の対象となっていて、「喧嘩」それ自体が〈非〉とされ、これを行った場合は、「是非に及ばず」、武田氏により「成敗を加え」られることとなっている。

次いで、②から後の部分について、それぞれの趣旨は以下の通りである。

②但し、相手が攻撃して来ても我慢した場合は、罪に問わない

③合力した場合は、理非を論ずることなく同罪とする

④不慮に殺害刃傷に及んだ場合については、妻子等に縁坐を適用しない

⑤但し、現場から逃亡した場合は、たとえ不慮のことであっても、妻子を甲府に呼び寄せ、事情を尋ねることとする

本条は概ね、右のような構成となっている。

後述の如く、子細には異なる部分もあるが、条文全体の構成については、「今川仮名目録」第8条とほぼ同様と言える。ここでも、①と②以下とは、規制の〈時点〉に対する差異が認められる。したがって、①が「喧嘩」の時点において喧嘩の発生そのものを規制しようとしているのに対し、②以下は、実際に喧嘩が発生した後という時点において、それを前提として、その結果、どのように規制するか、すなわち処理の仕方に重点・主眼を置いている、という違いがあるのである。

二 ところで、「甲州法度之次第」でも、「今川仮名目録」同様、喧嘩規

制法は、第17条と共に以下の条文が置かれている。

[史料2] 甲州法度之次第 第18条

- 一 被官之喧嘩并盜賊等事、不可懸主人事勿論也、雖然欲糺実否之
処、件主人無科之由、頻陳申、相拘之半令逐電者、主人之所領三ヶ
一可没収、無所帶者、可処流罪也⁹、

このように、第18条は、連坐について規定しているが、それは、喧嘩発生後の〈処理〉を規定するものであることは言うまでもない。このことと、第17条の構造とを併せると、喧嘩そのものよりも、喧嘩発生後の〈処理〉の方が具体的で充実しており、こちらに重きが置かれているように見える。

ここで思い出されるのは、「今川仮名目録」第8条について、①よりも②以下にこそ今川氏の真の狙いがある、とした各説である¹⁰。そして筆者は前稿において、〈喧嘩禁止〉の法とその実態との関係を併せて分析した結果、以下の如く論ずるに至った。

戦国期喧嘩両成敗法としての今川仮名目録第八条①は、どのような意味を持つのか。それは、現実に直接適用されるべき法としてではなく、しかしそれ以上の意味を持つ法として解釈されるべきものである。すなわち、緩やかに〈一般的〉な方針を打ち出す、という形で以て、領国内において「喧嘩」が〈非〉であり、停止されるべきものであることを宣言する機能を果たしており、寧ろ現実的な適用に直結するのではない、という形での存在形態こそ、この法が、戦国大名権力の確立ないし領国支配の維持の基礎理念として機能するキーだったのである。①は、かかる意味で重要な存在意義を担っており、ある意味では、当該権力の支配理念の一つを表すものとも言えるだろう。この

ような存在形態こそ、戦国期喧嘩両成敗法の〈真実〉である¹¹。

このような見方が「甲州法度之次第」においても妥当するか、検討する際には、注意すべき点が二つある。第一に、「今川仮名目録」と「甲州法度之次第」とには条文上に多かれ少なかれ差異がある訳で、その法理に差異は無いのか、あるとすればどのようなものか、明らかにするべきであること。第二に、前稿においては、かかる〈一般的〉な方針が具体的に領国においてどのように機能したか、までは十分に明示することができなかったこと。

第二点については、次章以降において論じて行くことにし、ここでは第一点に重点を置いて、上記の論説が「甲州法度之次第」においても妥当であるかどうか、端的に言えば「甲州法度之次第」の喧嘩規制法において中心を為す第8条の①の意義について、まずは検討することにしよう。

(2) 実効性

— まず、その実効性について検証してみることにしよう。

以下の事例は、前稿でも取り上げたものだが、「喧嘩」が即座に処罰されていないケースである。

[史料3] 跡部勝資書状

就 上意令啓候、仍小山田大学助同心、不慮之喧嘩仕出候之故、先貴寺山林之儀被仰付候、暫被拘置可被及御訴訟之趣、御内儀候、不苦人二候之間、被加御懇意御許容尤候、某御奏者之事候間、涯分申合可致馳走候、委曲彼口上ニ申含候之条、不能具候、恐々敬白、

跡大
壬七月廿二日 勝資（花押）
誓願寺

玉床下¹²

[史料4] 快川紹喜書状

態呈一書、河野織部丞、貴寺山林之事被仰出之旨、從跡部大炊助殿被仰越候間、相副一書進候、無異義御拘尤候、廳而可被召出候、恐々不宣、

閏七月廿四日 紹喜（花押）

寄呈 誓願寺
侍司御中¹³

このケースについては、後でまた言及するが、「不慮之喧嘩」を起こした小山田大学助同心の河野織部丞の処罰について、誓願寺という寺に入寺させ、暫く拘置してから「御訴訟」に及ぶ、という流れを表すものである。つまり、喧嘩を起こした場合、個々のケースの事情を勘案した上で、その処理方法が決定される、という流れとなっていることが窺えるのである。

このことからすると、「甲州法度之次第」第8条の①は、少なくとも苛烈な即断規定たる喧嘩両成敗法としては機能していない、と考えられる。

二 他方で、「甲陽軍鑑」には、これが適用されている事例に関する記述が散見される¹⁴。例えば、以下の如くである。

[史料5] 甲陽軍鑑 品16

一、永禄十一年つちのへたつに、信玄公御かまへうしとらの方に、びしやもんだうをたてなさるゝとき、こゝに、越後牢人布施与惣兵衛、同く牛之助・虎之助といふ兄弟三人の侍と、又、すハ弥左衛門と申す侍と、ざうりとりはいさかひにつゐて申分候へば、彼衆小身ものなりといへども、いづれもよき事ある人々にて、御用にたつものどもなる

ゆへ、信玄公おしくおぼしめし、四郎勝頼公を使になされ、双方かんにん仕るべきむね、仰せ出さるゝ。布施兄弟、委細かしこまりたと御うけ申せども、さすがにたけき大将の、ゆみやざかりにて、武士のかうやのごとくなれば、諸傍輩をはちて、その三日めに、つゝにハ喧嘩に仕る。此節、一人せまき所へとりこもり、うつ事なりかぬるを、賀藤駿河守すゑの子に賀藤弥五郎とて、初鹿源五郎跡めになさるゝ初鹿伝右衛門と申、其年廿五歳になりつる、是又、此時代にてのりこうものゆへ、諸人にすぐれ、材木のきれをとつて、うけてをしこみ、くみふせて、なわをかくる事、かたのごとくのがらとて、信玄公仰出さるゝハ、(中略) 叔又、件のすわ弥左衛門・布施、いづれもさいごよきゆへ、一しほ信玄公おしみなされ候。(下略)¹⁵

これは、布施与惣兵衛・同牛之介・虎之介の三兄弟と、諏訪弥左衛門との間で発生した喧嘩にまつわるエピソードであるが、これを分析した河野氏の所説を参考にすれば、下線部などから、喧嘩の当事者である布施三兄弟と諏訪弥左衛門とは、討ち取られるか捕縛されて死刑に処された、と推察される事例¹⁶であり、武田領国において、喧嘩両成敗法が強く意識され、実際に適用されていたことが窺えるケースと言える。これ以外にもいくつかの事例を挙げて論じた河野氏は、喧嘩両成敗法は「単なるスローガン、あるいは理念的な建前ではなく、実際に効力を有するものであった」と断じている¹⁷。他方で、「甲陽軍鑑」には喧嘩両成敗法が適用されていない事例も散見され¹⁸、史料の性質もあって、実際の適用状況がどこまであったかは不明だが、少なくともまったく現実離れした空文であったと言えないことは確かであろう。

(3) 領主層の意識

一 これらの相反する事例を伴う状況は、いかにすれば整合的に理解す

ることができるだろうか。そのヒントを求めて、「甲陽軍鑑」の著名な以下の部分に目を向けてみよう。

[史料6] 甲陽軍鑑 品16 (続き)

殊、けんくわの儀は、信玄公廿七歳、天文十六年丁未に、五十七ヶ条の法度と定めある書たての中、第十七ヶ条めにあそばし候ども、とかくとして、喧嘩なきやうにとおぼしめし、長坂長閑・跡部大炊助・原隼人佐・駒井右京進、四人をめてして仰出さるゝハ、今より以後、けんくわの儀、理非によらず、双方成敗なり、とあひふれ候へとあるハ、長坂長閑しあんにて、かくのごとくなれども、但、各家老ども寄合沙汰して、そのひはんの書付候て、右四人を以て申上よとある上意なれば、馬場美濃守所にて、宿老衆寄合あり。信玄公の御時ハ、何事をもひやうぎをバ、をのゝの中にて、はじめにいひだす事を、ばんにかかり候ゆへ、其日は内藤修理ばんにあたるに付て、まづ内藤申すは、尤、喧嘩なきやうにとある事ならば、両方御成敗の儀に付てハ、少もいひ事御座あるまじく候。さりながら、御用にたつべき衆は、らうにやくによらず、たいがいの儀をバ堪忍いたしても、又ふそくをかきてハ、まかりあらぬものにて候。じめんをかき、かんにん仕る人ハ、御用にもさのミたち申まじく候。左候て、諸人まろくなり、何をもかんにんいたせと上意におゐてハ、いかにも何事なく無事にハ見え申さんづれども、それハ上様おほきなる御そんなり。子細ハ、法度をしつし奉りて、何事も無事にと計あそばし候ハ、諸侍衆、男道のきつかけをはづし、かんにん仕り候て、みなふそくかきのおくびやうものになり候はん。又、きつかけをはづすまじきとて、おのこゝ道をたて候ハ、其身のきづになる儀を、あらため申すべし。そのあらたむるが、はやかどがちなり、とて、法度そむきに罷成、さだめて御成敗か、ふのよき分にて、坂をこさせなさるべし。さやうありてハ、よき

侍一人もなくして、信玄公の御ほこさきハ、ことゞくよわかるべき儀は、がんぜんに候。就中、侍大将も、武士道きつかけのいしゆをはづし申に付而ハ、武士道ハすたり、上様御ためあしく候。(中略)

かやうに、他国にても、弓矢の専のたしなみなる所に、武田の家計にて、喧嘩さすまじきためまでに、おのこゞ道をうしなひたまはん事、もつたいなき儀なり。れきゞの諸侍衆はいかんもましませ、いやしくも内藤修理におゐてハ、それがし子どもに、おのこゞ道のきつかけをはづしてもかんにんいたせ、とある事ハ、少も申付まじい。何をもかんにと計これらば、おくびやうなる侍の、あとさき分別いたさず、はぶりしよていにてよをわたるものども、をのれがいじのむさきを人にあてがひ、この家中ハ、何をいひかけてもかんにんすると心得、むたとはをぬきかけ申すべし。言葉にかつハ、あまり覚えにもならず、まけたる人のきハめてふそくなる事なれば、ざうごんの儀ハまづかんにんいたしても、又かのよハものが存るハ、ことバにてもまくるほどに、あたまをはりても大事あるまじいと、がさつにかゝつて、たゞきはり仕るならば、たとへ、一るいをくしにさゝれ申とも、所のきらいはあるまじい。そこにてハ、うちはたすより外の儀は御座あるべからず。それを両方御成敗に付ては、おや兄弟の身になりて、さてぶせんさくなる御法度にて、とがもなきなすこをとゞハ御成敗かな、と存知候ハゞ、何と御用にたゞん、と存ても、をのゞハいかんもあれ、内藤などハ、あまり御用にたゞん、とも存ずまじ。又、子どもぶきやうぎを仕り、色ごのミのばしぐるひや、辻ぎりぎいくわの儀、惣別、諸人に慮外の事仕るにおゐてハ、さこそかわゆき子にて候間、とりつめて五度も十度も異見をいたし、げに聞申さず候ハゞ、日本国中の諸神の、御ばつとかうふり候はん。我等上意を得奉てはらをきらせ申か、猶もふびんに候ハゞ、他国へ、つぶりをそりてはらい申べし。しよせんおほそれなる申上事に候へども、内藤修理くふうハ、

人にくはんたいを仕、惣じて諸人のはらたつやうにいたしかゝるものを、喧嘩ずきとおぼしめして、是を法度になさるゝならば、諸人のさほうもよくなり、人のはらたつ事あるまじい。はらをたゝねば、喧嘩のあるべき子細はこれなし。(中略) 此以来は、目付によこめをそへられても、人に慮外仕るものを御せいばいなさるゝか、かいゑきと被仰付尤か、と先内藤修理ハ存候と申せば、馬場美濃・山形をはじめ武田代々の家老衆、或はかうさんの大身たちまでも、ことごとく申すハ、これより別のひはん御座なしとて書付、四人の衆へあひわたす。長坂長閑・跡部大炊助・駒井右京・原隼人、此書付を請取て、則披露申せば、尤此儀可然とありて、もとのしんしきでう十七ヶ条めのごとく、喧嘩の御法度さだまるハ、上野ミのわ内藤修理くふうのゆへ也。(下略) ¹⁹

これは、[史料5]で挙げた部分の続きであるが、ここで重臣内藤修理工が主張する、喧嘩両成敗法 (a) に対する異論 (c など) は、しばしば喧嘩両成敗法と「男道」ないし武士道、すなわち武士として取るべき精神・行動様式との相克の例として論及される。例えば、石井紫郎氏は、武田氏が喧嘩両成敗法の制定により「理非」判断権の独占を図るも、「男道」に悖る法として在地領主層の根強い抵抗に遭い、「はらをたゝねば、喧嘩のあるべき子細はこれなし」(d) などと鎌倉幕府法と同趣旨の反対提案を受けたように、容易には貫徹しなかった、と否定的に捉えている²⁰。

しかし、実は内藤は、「尤、喧嘩なきやうにとある事ならば、両方御成敗の儀に付てハ、少もいひ事御座あるまじく候」(b) とあるように、喧嘩両成敗法それ自体には反対していない。このことを重視しなければならない。つまり内藤は、「甲州法度之次第」第17条で言えば①に当たる部分の趣旨については、基本的に支持しており²¹、異を唱えているのは、それを実現するための手段として、その場で暴力を振るって討ち果たさざるを得

ない事情があるような場合にも同様に処罰する〈両成敗〉を規定することに限定される、と見るべきである。それを前提とすれば、上記の石井氏を取り上げた箇所も含む「人にくはんたいを仕、惣じて、諸人のはらたつやうにいたしかゝるものを、喧嘩ずきとおぼしめして、是を法度になさるゝならば、諸人のさはうもよくなり、人のはらたつ事あるまじい。はらをたゝねバ、喧嘩のあるべき子細はこれなし」(d)とは、喧嘩両成敗法に抵抗して新たな提案をしている、ということではなく、寧ろ①の現実的な効果をより高めるための提言を行っている、と読むべきである。

二 内藤の発言をこのように捉えられるとすると、第17条も新しい見方が可能になる。

先に、その構造を、

① 喧嘩の時点において、喧嘩そのものを規制・禁止する

②～⑤ 喧嘩発生後という時点において、喧嘩の〈処理〉を規定するとしたが、より精確に言えば、①も、喧嘩発生後における、その処理法としての「成敗」をも含む、と見ることができる。そのために、喧嘩の事例において〈両成敗〉が適用されていないケースが存在すると、そのまま①ひいては喧嘩両成敗法の有効性の否定を意味する、と断ずることになりがちである。

しかし①は、〈喧嘩は悪〉という命題を含有し、あくまでもそれを実現するところこそ重点があり、後半(〈両成敗〉)は、法的に言えば、それが〈規範〉として成立するのを担保する役割を果たすものと考えらるべきである²²。つまり、〈両成敗〉は、そのように規定されていることそれ自体に法的意義があり、ある種皮肉な物言いになるが、端的に言って、両方を成敗することそのものに主たる意義を見出すべきではなく、したがって、現実には〈両成敗〉が適用されていなくても、それがそのまま①の無効を意味する訳ではないのである。このように考えることで、前稿で述べた、〈喧嘩両成敗〉の法理が〈喧嘩禁止〉と通じ、これを胆とする、ということ²³

も、より明確になり、また〈時点〉について言えば、「喧嘩」の時点が主眼と見るのが、結局のところ妥当ということになる。

かく考えて、いま一度第18条に目をやると、ここでは喧嘩は、「盗賊」と並列されている。明確な被害を伴う〈犯罪〉である「盗賊」と並べることで、「喧嘩」がそのような犯罪的行為として扱われる対象であることを明示することとなっており、ここにも〈喧嘩は悪〉という命題が含有されていることが分かる。このように、「甲州法度之次第」では、〈喧嘩は悪〉という法命題が明確に打ち出されており、そしてその趣旨には内藤を代表とする家臣団も賛同していた、と考えられるのである。

三 ところで、賛同していたからこそ、その実現をより確実にするための対案を献策した内藤であるが、[史料6]の末尾には「しんしきでう十七ヶ条めのごとく、喧嘩の御法度さだまるハ、上野ミのわ内藤修理くふうのゆへ也」(e)とあり、内藤の「工夫」が第17条の立法に繋がった、という。勿論、「甲陽軍鑑」の記述であり、それがそのまま事実であるか明確に論証することはできないが、武田氏の立場からしても、制定する喧嘩規制法の実効性の観点から、「工夫」を加えることはあり得ることである。そしてもし、内藤の言うような「工夫」を第17条に活かそうとするのであれば、〈処理〉のところにそれが表れることが推測できる。そこで、この点に留意しながら、次節において、この「工夫」について考察を進め、「甲州法度之次第」の暴力規制の内実を探ることにしたい。

第3節 「甲州法度之次第」における暴力規制の特徴

(1) 「今川仮名目録」との対照1 「喧嘩」をめぐって

一 まずは、第17条([史料1])と、その基になった「今川仮名目録」第8条とを対照させてみよう。

[史料7] 今川仮名目録 第8条

- 一 ①喧嘩に及輩、不論理非、両方共に可行死罪也、②将又あひて取かくるといふとも、令堪忍、剩被疵にをいてハ、事ハ非儀たりといふとも、当座をんひんのはたらき、理運たるへき也、③兼又与力の輩、そのしは(ゐ)にをいて疵をかうふり、又ハ死するとも、不可及沙汰のよし、先年定了、④次喧嘩人の成敗、当座その身一人所罪たる上、妻子家内等にかゝるへからず、⑤但しは(ゐ)より落行跡におゐてハ、妻子其咎かゝるへき歟、雖然死罪迄ハあるへからざるか、²⁴

第17条の基になった条文であり、その意味するところに大きな差は無いと言える。

二 他方で、若干の文言の変化に注目してみると、④「喧嘩人の成敗」のところが「甲州法度之次第」では「若不慮犯殺害刃傷者」となり、また⑤にも「縦雖為不慮之儀」とあり、それぞれ「不慮」なる要素が加わっていることに気付く。これは、発生した「喧嘩」が「不慮」のものか否かを区別して扱うことを意味する。つまり、「喧嘩」の原因による区別を表している、と言える。

さらに、⑤では、本人が現場から逃亡した場合の妻子への縁坐を規定しているのが、「甲州法度之次第」では、妻子を召し置くのは「子細を相尋ねるためだ、としている。これは、先に挙げた第18条（[史料2]）において「欲糺実否」という文言に表れているのと同じ姿勢と言えよう²⁵。

以上のことから、「甲州法度之次第」では、「今川仮名目録」に比べて、「喧嘩」を単純に規制するだけでなく、その原因や事情を糾明することを、より重視していることが窺える。

(2)「今川仮名目録」との対照2 「童部殺害」をめぐって

一 続く第25・26条は、「今川仮名目録」第11・12条を基にした、「童部」の争いごとについての規定である。

[史料8] 甲州法度之次第 第25条

一 童部口論不可及是非歟、但両方之親可加制止之処、却而致鬱憤者、其父為世不可有不誠²⁶、

[史料9] 甲州法度之次第 第26条

一 童部誤殺害朋友等者、不可及成敗、但、於十三已後之輩者難遁其咎²⁷、

第25条は「口論」、第26条は「殺害」に関する規定であるが、「今川仮名目録」の配置からしても、両条がセットで置かれていることは明白である。とすれば、第25条において「口論」の段階で親が「制止」せず、「かえって鬱憤を致す」ことは、やがて第26条の「殺害」に繋がるのが想定されており、したがって、逆に、「殺害」から遡って「口論」までがその原因として処罰の射程に入ることになっている、と考えられる。

二 このことは、第25条とその基になった「今川仮名目録」第11条とを対照させると、より明白になる。

[史料10] 今川仮名目録 第11条

一 わらハへいさかひの事、童の上は不及是非、但両方の親、制止をくハふへき処、あまつさへ鬱憤を致さハ、父子共に可為成敗也²⁸、

ここで処罰の対象となるのが「父子共に」であるのに対して、「甲州法度之次第」第25条で処罰の対象になるのは「其父」である。つまり、端的

に言って、「甲州法度之次第」では、「口論」の当事者である子供は、処罰対象とならないのである。

このことは第一に、「甲州法度之次第」においては、「口論」そのものを単独で規制対象とする意図がそもそも無く、その後を訪れる「殺害」等を前提とし、その前段階としての位置付けによって処罰する、ということを表す。第二に、そもそも「口論」等の行為主体としての子供を処罰対象とすることなく、それを「制止」せず、「鬱憤」に至った父親のみを処罰する、ということは、行為そのものよりも、当該行為の原因・過程を厳しく追及することを表す。

(3) 評価

一 内藤の提案を思い出してみよう。彼は、先の部分に加えて、「此以来は、目付によこめをそへられても、人に慮外仕るものを御せいばいなさるゝか、かいゑきと被仰付尤か」(d) という。すなわち、「慮外」(非礼・不作法)を行う者を取り締まってしまえば、腹が立つこともなくなり、喧嘩もなくなるので、監視役を置くなどして処罰してしまえば良い、というのである。これは、「慮外仕る者」という喧嘩の原因を予め排除することを意味し、この点は上記の方針と通じる面もある。

しかし、(1)の結果と併せて見れば、決定的に異なるのは、武田氏は、それを排除しきれず、実際に喧嘩等が発生してしまった場合にも、同様の方針で臨み、起きた結果よりも過程・原因を重視し、その糾明を徹底する、としている点である。これを前節に当てはめれば、喧嘩両成敗法が即断適用されないことも、喧嘩の原因・事情を勘案した上で〈処理〉においても適用されるべきであるか否かを判断する過程が踏まれることとして理解できよう。それは、闇雲な異質物の排除とは一線を画する、理性的な暴力規制と評すべきものであり、単純に権力としての弱さとか後退とか、そういういったものの表れと評価するより、内藤の提案に代表されるような、な

お独立性の強い家臣団であり領主層でもある者たちの意見を踏まえながらも、武田氏の主体的な思考によって採り入れられた「工夫」の成果と考えるべきであろう。

二 かような評価には、もう一面の要素が関係する。

[史料11] 今川仮名目録 第12条

- 一 童部あやまちて友を殺害の事、無意趣の上ハ、不可及成敗、但、十五以後の輩ハ、其とかまぬかれ難敷²⁹、

これを基にした[史料9]の「甲州法度之次第」第26条では、傍線部は「十三已後之輩」となっている。すなわち、処罰対象年齢が下がっているのである。これは、〈結果主義〉ともいうべき対処である。刑事事件における原因・事情の糾明を重視する傍ら、治安維持という観点からも「今川仮名目録」の条文に見直しを行い、現実が発生する暴力問題との間でバランスを取っている、と言える。

このような構成を取る「甲州法度之次第」における暴力規制は、若くして家督を継いだ武田晴信が、不安定な国内情勢に加え、信濃侵攻でも一進一退を繰り返す中、「今川仮名目録」を手元に置き、当時の領国状況に相応しい条文を取捨選択し、適宜修正を加えたもので、晴信初期の治世を色濃く反映しながら、相異なる要素を絶妙に組み合わせた独自の法制として結実したものと言えらるう。

第4節 小括

一 本章では、「甲州法度之次第」における暴力の規制について分析を加えた。

二 まず、「今川仮名目録」第8条を基にした第17条は、喧嘩両成敗法として知られ、条文全体の構成については、前者とほぼ同様と言え、「喧嘩

をしたら、是非に及ばず成敗を加える」という①と、②以下とに分けられ、両者は、喧嘩の時点において、喧嘩そのものを規制・禁止する①と、喧嘩発生後という時点において、喧嘩の〈処理〉を規定する②以下とに分けられる。

①について、事例を見ると、適用されているものも適用されていないものもあるが、少なくともまったく現実離れた空文であったと言えないことは分かった。その上で、「甲陽軍鑑」における内藤修理正の発言を参考に、①は、〈喧嘩は悪〉という命題を含有し、あくまでもそれを実現するところこそ重点があり、後半（〈両成敗〉）は、それが〈規範〉として成り立つのを担保する役割を果たす位置にある、という見方に辿り着いた。すなわち、「甲州法度之次第」では、〈喧嘩は悪〉という法命題が明確に打ち出されており、そしてその趣旨には内藤を代表とする家臣団も賛同していたのである。

三 次なる課題は、その実効性への「工夫」である。「今川仮名目録」との対照からそれを探った結果、「喧嘩」を単純に規制するだけでなく、その原因や事情を糾明することを、より重視していることが分かった。その方針は徹底しており、喧嘩の原因を予め排除するにとどまらず、実際に喧嘩等が発生してしまった場合にも、同様の方針で臨み、起きた結果よりも過程・原因の糾明を重視して対処していた。喧嘩両成敗法も同様に、喧嘩の原因・事情を勘案した上で〈処理〉においても適用されるべきか否かを判断する過程を踏んでいたと考えられる。他方、治安維持という観点から〈結果主義〉ともいうべき対処をも行い、バランスを取りながら当時の領国情勢に適応しようとしている、というのが、「甲州法度之次第」の暴力規制であったと評価できる。

四 以上、本章では、「今川仮名目録」と比較しながら「甲州法度之次第」の暴力規制を検討した。これが、武田氏領国の基本法であり、その法制を考える上で重要な位置にあるのは間違いないが、他方で、一つの法典

に過ぎないこともまた確かである。次章以降では、これ以外の暴力規制がいかに行われているか、そしてその中に、本章で見た「甲州法度之次第」の暴力規制はどのように位置づけられるか、こうしたことを念頭に置きながら、各時代ごとの暴力規制の状況について見て行くことにしよう。

- 1 「甲州法度之次第」を扱った文献は枚挙に暇がないが、これに特化したものは必ずしも多くなく、代表的なものとして、三浦周行「武田家の法律「甲州法度」」（同著『統法制史之研究』（岩波書店、1925年）所収）、林貞夫著『新修甲州法制史 第1巻』（中央大学出版部、1975年）を挙げておく。
- 2 佐藤進一・池内義資・百瀬今朝雄編『中世法制史料集 第3巻 武家家法Ⅰ』（岩波書店、1965年）195頁以下。
- 3 『山梨県史 資料編6上』（山梨県編、2007年）90頁。
- 4 笹本正治『戦国大名の日常生活 信虎・信玄・勝頼』（講談社、2000年）116頁以下、平山優『武田信玄』（吉川弘文館、2006年）129頁以下、菅原正子「戦国大名と「国法」—武田・北条氏領国の場合」（『武田氏研究』第36号、2007年）2頁以下、『山梨県史 通史編2中世』（山梨県編、2007年）376頁以下（勝俣鎮夫氏執筆）など。なお、柴辻俊六氏は、55箇条本の奥書の通り、天文16年に55箇条本が制定され、23年に2箇条が追加されたのであって、26箇条本はその抄録である、としている（「甲州法度の歴史的 성격」（同著『戦国大名領の研究—甲斐武田氏領の展開—』（名著出版、1981年）所収）77頁以下、同著『武田信玄合戦録』（角川書店、2008年）138頁以下）。
- 5 前掲『中世法制史料集 第3巻』解題、上掲菅原論文など。
- 6 通史については、さしあたり前掲『山梨県史 通史編2中世』を参照。特に信虎期から晴信期にかけての動向については、秋山敬著『甲斐武田氏と国人—戦国大名成立過程の研究—』（高志書院、2003年）、丸島和弘「室町～戦国期の武田氏権力—守護職の評価をめぐる—」（同著『戦国大名武田氏の権力構造』（思文閣出版、2011年）所収）などを参照。なお、武田氏研究会編『武田氏年表 信虎・信玄・勝頼』（高志書院、2010年）も簡便であり、適宜利用している。
- 7 「今川仮名目録」第9条は「合力」に関する条文であるが、「甲州法度之次第」第17条の③で、「今川仮名目録」第8条の規定をやや改め、「令合力族者、不論理非、可為同科」と包括的に扱うことにしたことから、重複を避けたものと推察する。
- 8 前掲『中世法制史料集 第3巻』205頁。なお、以下「甲州法度之次第」は55箇条本によることとする。
- 9 同上。
- 10 谷口眞子「喧嘩両成敗の理念とその社会的背景」（同著『近世社会と法規範

- 一名誉・身分・実力行使一(吉川弘文館、2005年)所収)30頁以下、清水克行著『喧嘩両成敗の誕生』(講談社、2006年)178頁以下、蔵持重裕「村と合力禁令」(同著『中世村落の形成と村社会』(吉川弘文館、2007年)所収)113頁以下。
- 11 拙稿②28頁。
 - 12 誓願寺文書、天正5年閏7月22日付(『静岡県史 資料編8中世4』1072号、439頁)。
 - 13 同上、天正5年閏7月24日付(同上書、1073号、同頁)。
 - 14 「甲陽軍鑑」は、近世に成立した「軍記物」であり、戦国期の一次史料としての使用には注意が必要であるが、年代等の誤りに常に留意しながら、また本稿の如く主としてエピソードのみを抽出して取り上げる、といった留保を付す限りにおいては、利用それ自体を忌避する必要は無いと考える。なお、酒井健二著『甲陽軍鑑大成 第4巻 研究編』(汲古書院、1995年)、小和田哲男著『甲陽軍鑑入門』(角川書店、2006年)、黒田日出男「『甲陽軍鑑』をめぐる研究史一『甲陽軍鑑』の史料論(1)」(『立正大学文学部論叢』第24号、2006年)、同「桶狭間の戦いと『甲陽軍鑑』一『甲陽軍鑑』の史料論(2)」(『立正史学』第100号、2006年)、丸島和弘「戦国大名武田氏研究の現状と本書の視角」(前掲『戦国大名武田氏の権力構造』所収)32頁以下、註57など参照。
 - 15 酒井健二著『甲陽軍鑑大成 第1巻 本文編上』(汲古書院、1994年)168頁以下。
 - 16 前掲河野論文24頁以下。
 - 17 同上18頁以下。
 - 18 例えば、「甲陽軍鑑」品37(巻12)にある諸角助七郎と原甚四郎との喧嘩の事例では、両者の父親の武勇・忠功に免じて、死刑を免ぜられている(前掲『甲陽軍鑑大成 第1巻 本文編上』414頁以下)。なお、前掲河野論文20頁以下参照。
 - 19 前掲『甲陽軍鑑大成 第1巻』169頁以下。
 - 20 「中世の法と国制に関する覚書一喧嘩両成敗法を手がかりとして一」(同著『日本国制史研究Ⅱ 日本人の国家生活』(東京大学出版会、1986年)所収)106頁以下。
 - 21 「喧嘩発生抑止」を共通項として論ずる河野氏の所説も、ほぼ同旨と言える(前掲河野論文32頁以下)。
 - 22 このような見方は、刑法の構造における行為規範と刑罰規範との関係が参考になる。団藤重光著『刑法綱要』(創文社、1957年)、木村亀二『刑法総論』(有斐閣、1959年)、西原春夫『刑法総論』(成文堂、1977年)など参照。
 - 23 拙稿②20頁。
 - 24 前掲『中世法制史料集 第3巻』117頁。
 - 25 但し、これについては、「今川仮名目録」第10条にも「子細を可尋なと号し」とある(同上、117頁)。

論 說

- 26 同上、207頁。
- 27 同上。
- 28 同上、118頁
- 29 同上。